

計画作成年度	令和2年度
計画主体	津山市

津山市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	津山市農林部森林課
所在地	岡山県津山市山北520番地
電話番号	0868-32-2078
FAX番号	0868-32-2093
メールアドレス	shinrin@city.tsuyama.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ヌートリア、ニホンジカ、タヌキ、ニホンザル、アナグマ、アライグマ、ハクビシン、ノウサギ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、スズメ、ニュウナイスズメ、カワウ、キジバト、ドバト、ヒヨドリ、コサギ、ダイサギ、ゴイサギ、アオサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヒドリガモ、トビ
計画期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日
対象地域	津山市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和元年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	8,435 千円 6.17ha
	野菜	未報告 未報告
ヌートリア	水稲	272 千円 0.23ha
ニホンジカ	水稲	592 千円 0.43ha
	野菜	未報告 未報告
	ヒノキ	未報告 未報告
	スギ	未報告 未報告
ニホンザル	果樹	1,004 千円 0.74ha
その他獣類	水稲・野菜等	頻繁に目撃 —
カラス類	糞・生活被害等	頻繁に目撃 —
スズメ類	水稲	170 千円 0.12ha
カワウ	魚類	2,583 千円 —
サギ類	魚類	770 千円 —
ハト類	糞・生活被害等	頻繁に目撃 —

(2) 被害の傾向（令和元年度）

○イノシシ

被害は市内全域の中山間地域を中心に田、畑で発生しており、被害時期については通年発生している状況にある。被害状況としては、水稻、野菜類、タケノコなど作物全般にわたり、水稻については穂の被害のほかに踏み荒らしとヌタウチによる稲の踏み倒し被害が増加している。

生息数は不明であるが、被害状況、捕獲数から中山間地域を中心にかなりの生息が確認されている。また、市街地への出没も増加している。

○ヌートリア

被害は市内全域の河川やため池周辺の田、畑で発生しており、被害時期については通年発生している。

○ニホンジカ

被害は市内全域で発生しており、被害時期については通年発生している。被害状況としては、水稻の被害、また、スギやヒノキの植栽苗木の食害や皮剥被害が増加している。

生息域は、中山間地域を中心とした里山に数多く生息している。また、市街地への出没も増加している。

○ニホンザル

被害は市内全域の中山間地域を中心に畑で発生しており、被害時期については秋期が多い。被害状況としてはブドウの食害が増加している。また、市街地への出没も増加している。

○その他獣類

タヌキ、アナグマ、ハクビシンによる畑への被害が発生している。

○カラス類

糞や鳴き声による被害など、生活環境に悪影響を及ぼしている。

○スズメ類

被害は市内全域で発生しており、被害時期については夏から秋にかけて水稻への被害が発生している。

○カワウ、サギ類

被害は吉井川、加茂川を中心に市内全域で発生しており、被害時期については通年で、特に春から夏にかけてアユ、アマゴなどの水産被害が多い。

○ハト類

ドバトの糞や鳴き声による被害など、生活環境に悪影響を及ぼしている。

(3) 被害の軽減目標

(単位：千円)

指標（被害金額）	現状値（令和元年度）	目標値（令和4年度）
イノシシ	8,435	6,748
ヌートリア	272	217
ニホンジカ	592	473
ニホンザル	1,004	803
その他獣類	—	—
カラス類	—	—
スズメ類	170	136
カワウ	2,583	2,066
サギ類	770	616
ハト類	—	—

(単位：h a)

指標（被害面積）	現状値（令和元年度）	目標値（令和4年度）
イノシシ	6.17	4.93
ヌートリア	0.23	0.18
ニホンジカ	0.43	0.34
ニホンザル	0.74	0.59
その他獣類	出没情報の多発	出没情報の減少
カラス類	出没情報の多発	出没情報の減少
スズメ類	0.12	0.10
カワウ	出没情報の多発	出没情報の減少
サギ類	出没情報の多発	出没情報の減少
ハト類	出没情報の多発	出没情報の減少

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	イノシシ、ヌートリア、ニホンジカ、鳥類等について、市内を9地区に分けて津山市鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）9班を編成し、銃器・わなによる捕獲を実施している。	令和元年度実施隊員の平均年齢は67歳。将来的に実施隊員の高齢化にともなう減少により班編成が困難になることが予想され、担い手の育成が課題となっている。
防護柵の設置等に関する取組	イノシシ、ヌートリア、ニホンジカ等を防除するために、電気柵、トタン柵、金網柵等を3戸以上の集団で設置する団体に対して、国庫事業では資材を支給、県事業では資材費の4分の3以内を助成している。 また、個人（1戸～2戸）に対しては市費で資材費の2分の1以内を助成している。	防護柵設置への取り組みが進み、効果は上がっているが、未設置箇所での出没が依然として続いている。 耕作者の高齢化と後継者不足により、地域でまとまった防護柵の設置に取り組むことが困難になっている。

(5) 今後の取組方針

上記の課題を踏まえ、担い手の育成を図るとともに、地域の実情や要望に応じた、広域で効果的な防護柵の設置による被害防止対策を実施する。また、地域が一体となつての有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりの推進を図る。

実施隊による駆除の一層の推進と、近隣市町村と連携して広域的な被害防除のための取組を継続する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

捕獲体制については、従来どおり実施隊とする。

捕獲柵の設置場所の選定及び捕獲に係る情報の提供、餌付け等の作業については、地域の合意と協力により行い、出没情報や被害情報をもとに有害鳥獣の捕獲を推進する。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度 ～ 令和4年度	イノシシ、ヌートリア、ニホンジカ、タヌキ、ニホンザル、アナグマ、アライグマ、ハクビシン、ノウサギ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、スズメ、ニュウナイスズメ、カワウ、キジバト、ドバト、ヒヨドリ、コサギ、ダイサギ、ゴイサギ、アオサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヒドリガモ、トビ	有害鳥獣駆除事業

(3) 対象鳥獣の捕獲計画（令和2年度～令和4年度）

捕獲計画数の設定の考え方	
有害鳥獣の捕獲計画数は、過去の捕獲実績及び被害状況を基に設定するものとする。	
○イノシシ	平成30年度、令和元年度と捕獲実績数が急増しており、生息数の急激な増加が見込まれるとの実施隊員からの報告も参考に、年間捕獲計画数を1,700頭とする。
○ヌートリア	捕獲実績数及び目撃情報等により生息数の増加傾向が見込まれるので、年間捕獲計画数を150頭とする。
○ニホンジカ	捕獲実績数、目撃情報等により、今後も生息数の増加が見込まれるので、年間捕獲計画数を1,300頭とする。
○ニホンザル	目撃情報等により、今後も生息数の増加が見込まれるので、年間捕獲計画数を5頭とする。
○その他鳥獣類	その他鳥獣類の捕獲については、年間捕獲計画数の設定を行わず、被害に応じて対応することとする。

対象鳥獣	捕獲実績数		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度（見込み）
イノシシ	1,003	1,236	1,500
ヌートリア	157	103	100
ニホンジカ	753	967	1,200
ニホンザル	-	1	1

対象鳥獣	捕獲計画数		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ	1,700	1,700	1,700
ヌートリア	150	150	150
ニホンジカ	1,300	1,300	1,300
ニホンザル	5	5	5
その他獣類	被害に応じて対応	被害に応じて対応	被害に応じて対応
カラス類			
スズメ類			
カワウ			
サギ類			
ハト類			
その他鳥類			

捕獲等の取組内容
市内全域を駆除活動対象区域とし、実施隊により銃器及び箱わな等による捕獲を実施する。実施に当たっては、有害鳥獣捕獲強化緊急対策事業を活用し、捕獲活動を強化する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
有害獣の捕獲やわなにより捕獲した有害獣の止め刺しを効率良く効果的に行うために必要。ライフル銃による捕獲の時期は通年で、津山市全域を対象区域とする。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

単位：m

対象鳥獣	整備内容		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ、ヌートリア、ニホンジカ、タヌキ	電気柵 40,000 トタン柵 800 金網等 30,000	電気柵 40,000 トタン柵 800 金網等 30,000	電気柵 40,000 トタン柵 800 金網等 30,000

(2) その他被害防止に関する取組

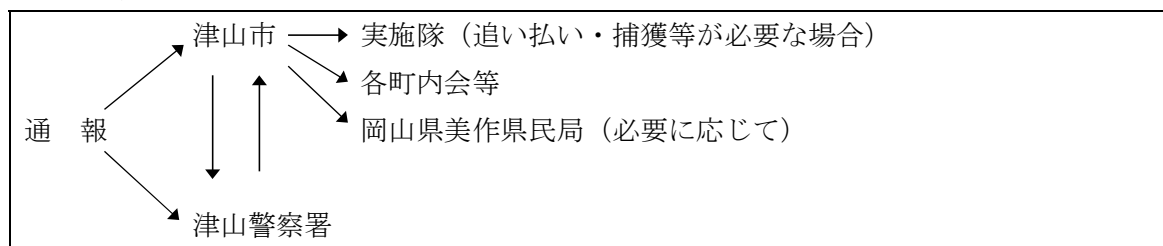
年 度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度 ～ 令和4年度	イノシシ、ヌートリア、ニホンジカ、タヌキ、カラス類、スズメ類、カワウ、キジバト、ドバト、ヒヨドリ、サギ類	地域における有害鳥獣に関する情報等の共有に努め、地域住民を主体とした被害防止対策が行えるような体制整備を図る。 近隣市町村との情報交換及び連携した防護を継続する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関の役割

関係機関等の名称	役割
津山市	対処全般に関すること
津山市鳥獣被害対策実施隊	対象鳥獣の捕獲に関すること
岡山県美作県民局	助言、指導
津山警察署	緊急時の措置判断及び安全確保に関すること
各町内会等	住民への周知に関すること

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲後、津山圏域クリーンセンターでの焼却や、埋却等により処理する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

食品利用やジビエ販売は有効な処理方法の一つと考えているが、施設整備や販路確保等の課題があり、引き続き、近隣市町村との情報交換や岡山県主催の研修会等に参加し、研究・検討していく。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	津山市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
晴れの国岡山農業協同組合広域営農経済センター	有害鳥獣関連情報の提供、被害情報の収集、営農関連指導
晴れの国岡山農業協同組合勝北支店	〃
おかやま酪農農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供、被害情報の収集
岡山県農業共済組合津山支所	〃
岡山県農業共済組合勝英支所	〃
吉井川漁業協同組合	〃
加茂郷漁業協同組合	〃
津山市森林組合	〃
岡山森林管理署	〃
岡山県猟友会津山支部	有害鳥獣関連情報の提供、被害情報の収集
岡山県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供、被害情報の収集、生息状況の調査
津山市	被害防止対策に関する全般的な事務、関係機関との連絡調整、鳥獣被害の把握

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
岡山県美作県民局農林水産事業部	アドバイザー

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

- 岡山県津山地区猟友会員のうち、一定条件を満たす会員に委嘱し実施隊員とする。
- 班編成は地域ごとに行い、津山地域に5班、加茂地域・阿波地域・勝北地域・久米地域に各1班の計9班体制とする。
- 各班は効果的な駆除活動を行うために、最善の努力を行うものとする。
- 必要であれば、対象地域外の複数班による合同駆除等も可能とする。
実施体制は別紙のとおりとする。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

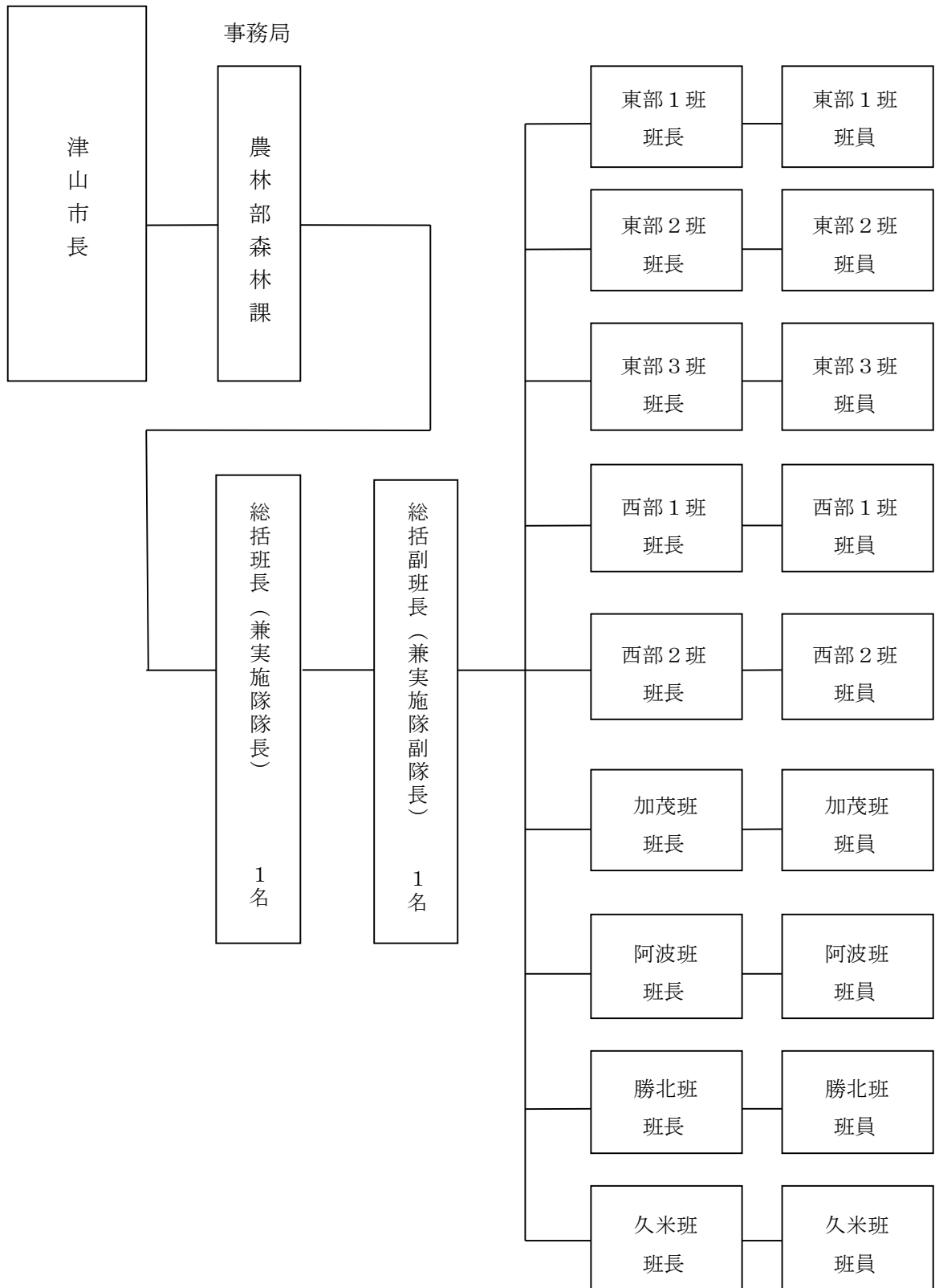
農業者や住民による有害鳥獣を近付けない環境整備を推進する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

効果的な駆除活動を実施するため、実施隊員相互の協力を促す。また、実施隊の駆除活動について、広く周知する。

収穫しない野菜や果樹などの早期処分など、農家自身で取り組める鳥獣被害防止の取組みについて啓発する。

津山市鳥獣被害対策実施隊体制図



※班員には、副会長、会計、監査を含む。